

## 9 外務省

### (要旨)

#### (1) 政策評価の枠組み

- ① 平成17年度から19年度までの3年間を計画期間とする「外務省における政策評価の基本計画」（平成18年2月17日）及び1年ごとに定められる「平成19年度を対象とした外務省事後評価実施計画（改訂版）」に基づき、一般政策及び個々の政府開発援助を対象に政策評価が行われている（注1）。
- ② 一般政策については、「総合評価方式」（注2）により事後評価が行われている。
- ③ 個々の政府開発援助については、事前評価及び事後評価が行われている。

（注1） 評価書は、外務省ホームページで公表されている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html>

（注2） 基本計画においては、「実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価」としている。しかし、評価法第19条に基づく政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況についての報告において、総合評価方式に分類されているため、「総合評価方式」として整理している。また、「総合評価方式」を用いて主要な行政目的に係る政策を毎年度網羅的に評価しようとしており、特定のテーマを設定して評価が行われている他の府省とは異なる枠組みの下で「総合評価方式」により評価が行われている。外務省の独自性を表すため、「 」で記載している。

#### (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした「総合評価方式」による事後評価（66件）について審査を行った結果は、以下のとおりである。

##### ア 現状

外務省では、平成18年度の評価書から「評価の結果（目標の達成状況）」欄において、「目標を達成した」、「目標の達成に向けて相当な進展があった」等、5種類に類型化された表現の中から選択・記載し、政策評価の結論が容易に特定できるようにしている。

しかし、平成18年度から引き続き、目標に関して達成すべき水準が特定されておらず、目標に対する実績の水準をどのように評価するのかの判定基準も示されていない。

##### イ 今後の課題

政策レベルの政府開発援助の評価において、効率的かつ戦略的な政府開発援助の実現に向け、今後は「有効性」の観点からのみではなく、「必要性」、「効率性」等の複数の観点から多角的な評価が行われることが望まれる。

また、類型化された表現により政策評価の結論を記載する取組を更に有意義なものとするためには、外交政策の特性を考慮しつつ、可能な施策についてあらかじめ政策効果に着目した目標を定量的又は定性的に特定して評価を行うことが望まれる。

### (説明)

## (1) 政策評価の枠組み

### (基本計画等)

平成17年度から19年度までの3年間を計画期間とする「外務省における政策評価の基本計画」（平成18年2月17日）及び1年ごとに定められる「平成19年度を対象とした外務省事後評価実施計画（改訂版）」に基づき、政策評価が行われている。

事前評価は、個々の政府開発援助及び規制影響分析を対象としている。事後評価は、「基本目標の下、重要性のある中期的な施策とし、外務省において重点的に取り組むこととした政策、施政方針演説等に掲げられた外交上の重要政策及び国民の関心の高い外交政策」を対象としている。事後評価については「総合評価方式」による評価を行うとしている。

### (取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ－9－①のとおり、「地域別外交」、「広報、文化交流及び報道対策」等の分野及び政府開発援助を対象として、「総合評価方式」による事後評価が行われている。

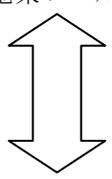
なお、政府開発援助については、政策レベルの評価（国別評価、重点課題別評価）について「総合評価方式」による事後評価が行われており、平成19年度までは、個々の評価は施策（19年度の施策目標に相当）レベルの評価に位置付けられていたが、20年度からは施策「Ⅵ－1 経済協力」の下の事務事業として位置付けられた。

### (取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、政府開発援助について、図表Ⅱ－9－①のとおり、当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれる無償資金協力や当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれる有償資金協力について事前評価が行われている。

また、個々の有償資金協力における未着手・未了案件について、事後評価が行われている。

図表Ⅱ－９－① 外務省における政策評価の取組

評価対象範囲		事前評価	事後評価
一般政策	政策（狭義） ・ 施策レベル  事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (事前)                      対象：法律又は政令による規制の新設・改正                      実施状況：平成 17 年 8 月 1 件（試行）                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     &lt;「総合評価方式」&gt;                      対象：基本政策目標の下、重要性のある中期的な施策とし、外務省において重点的に取り組むこととした政策、施政方針演説等に掲げられた外交上の重要政策及び国民の関心の高い外交政策                      実施状況：平成 15 年 5 月 118 件                                        16 年 6 月 108 件                                        17 年 8 月 62 件                                        18 年 8 月 70 件                                        19 年 8 月 73 件                                        20 年 8 月 66 件                 </div>
	義務付け 4 分野の政策	個々の政府開発援助 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (事前)                      対象：評価法施行令第 3 条第 5 号に掲げる個々の政府開発援助に係る案件                      実施状況：平成 15 年 8 ～11 月 15 件                                        16 年 1 ～10 月 29 件                                        17 年 2 ～12 月 38 件                                        18 年 1 ～ 8 月 28 件                                        19 年 1 ～12 月 45 件                                        20 年 1 ～12 月 43 件                 </div>
<特徴> 「総合評価方式」を用いることによって主要な行政目的に係る政策を毎年度網羅的に評価しようとしている。			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

## (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした「総合評価方式」による事後評価（注3）について審査を行った結果は、以下のとおりである（個々の政府開発援助の評価についてはⅠ－2－3参照）。

（注3） 総合評価方式による事後評価については、別途Ⅰ－1－3において、府省横断的に整理しているところである。しかし、（注2）のとおり、外務省の「総合評価方式」による事後評価は、特定のテーマを設定して評価が行われておらず、他府省とは異なる枠組みの下で行われている。

そのため、他府省と同様の整理にはなじまないため、個別に本項目において整理することとした。

### ア 現状

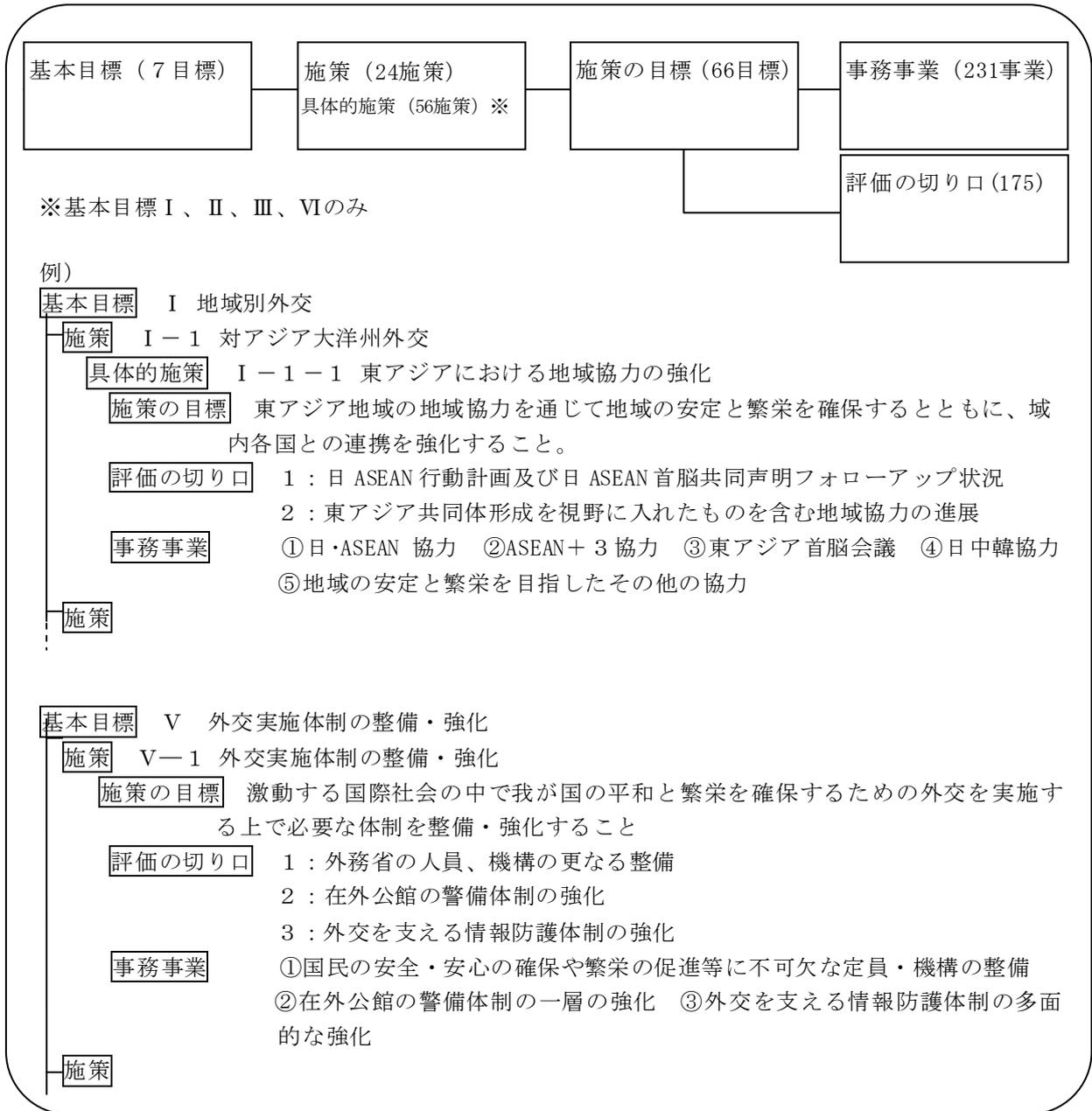
#### （審査の対象）

「総合評価方式」による事後評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに政策評価書が総務大臣に送付された 66 件を審査の対象とした。

#### （評価の設計）

「総合評価方式」による事後評価の対象となる施策ごとに、図表Ⅱ－9－②のとおり、施策の目標が設定されており、その施策の効果を測定する指標である「評価の切り口」を設定し、その指標が具体的な事務事業の実施により、どのように変動したのかによって進展状況を測る（政策効果を把握する）こととしている。

図表Ⅱ－9－② 外務省における「総合評価方式」による事後評価の基本構造



(注) 外務省の評価書を基に当省が作成した。

**(審査の結果－取組の工夫が求められる点)**

外務省の政策評価では、実績評価方式の手法を踏まえ、「評価結果」欄において、以下のとおり、5種類に類型化された表現によって政策評価の結論を整理している（基本目標Ⅰ、Ⅱ（うち、Ⅱ－1～Ⅱ－5）、Ⅲ、Ⅵ（うち、Ⅵ－2）の施策の評価結果は、個別の具体的施策の評価結果の平均値）。

- ・「目標を達成した。」
- ・「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
- ・「目標の達成に向けて進展があった。」

- ・「目標の達成に向けて一定の進展があった。」
- ・「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」

しかし、外交的な目標は数量化しにくいという事情により、引き続き、外務省の政策評価では、図表Ⅱ－９－③のとおり、目標に関して達成すべき水準が特定されておらず、また目標に対する実績の水準をどのように評価するのかの判定基準が示されないまま、上記の類型化された表現により政策評価の結果が出されている。

図表Ⅱ－９－③ 外務省の評価の記載振り（達成すべき水準や判定基準が明確とはいえない）の例

施策名（具体的施策）	1-2 対北米外交（1-2-1 北米諸国との政治分野での協力推進）
施策の目標	日・北米諸国が直面する政治分野での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること。
評価の切り口（指標）	1. 政府間（首脳外相レベルを含む）での、共通の諸課題における連携の進展 2. 民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の進展 3. 米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘 4. 平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話及びカナダの諸政策の決定に影響力を有する各界の人物の招聘
目標の達成状況	
<p><b>評価の切り口1：政府間（首脳外相レベルを含む）での、共通の諸課題における連携の進展</b></p> <p>（1）米国について：日米首脳会談（4回）、外相会談（6回）に加え、日米戦略対話（2回）等を実施し、北朝鮮、イラク、テロとの闘い等日米両国が直面する政治面での共通の政策課題について調整を行い、両国政府間の緊密な連携が一層強化された。</p> <p>（2）カナダについて：首脳レベルでは平成19年11月に電話会談を行い、また外相レベルでは平成19年7月のAPECの際の外相会談に加え、数度にわたる電話会談を実施し、国連改革、気候変動をはじめとする日加間に共通する諸課題について緊密な協議を行う等日加両国に共通する政策課題について調整を行い、より広範な課題について、事務レベルでの協議・対話を実施することにより、両国政府間の緊密な連携が一層強化された。</p> <p>詳細は、事務事業①「政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施」を参照。</p> <p><b>評価の切り口2：民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の進展</b></p> <p>（1）日米交流強化イニシアティブ及び日米交流懇談会：平成19年11月の福田総理訪米の際に、日米交流強化のためのイニシアティブを発表するとともに、同訪米の機会を捉えて、在米国日本大使公邸において日米交流懇談会を実施。</p> <p>（2）マンسفールド計画：平成18年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁・民間で一年間勤務するマンسفールド研修計画を実施し、平成19年度は第12期生5名が訪日。</p> <p>（3）在米日系人との対話・交流：在米日系人リーダー13名を招聘し、在米日系人とのネットワークの拡充や若い世代のリーダー発掘に寄与するとともに、在米日系人リーダーと在米公館長との会合を実施。</p> <p>詳細は、事務事業②「民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施」を参照。</p>	

**評価の切り口3：米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘**

- (1) 米国連邦議会関係者6名（民主・共和両党の有力議員直属スタッフ等）を招聘。
- (2) 有識者の招聘時には、被招聘者の多面的な対日理解を促進。

詳細は、事務事業③「米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘」を参照。

**評価の切り口4：平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話及びカナダの諸政策への決定に影響を有する各界の人物の招聘**

- (1) 第6回「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」を東京で開催。
- (2) 日加友好議員連盟がカナダを訪問し、日本・カナダ議員連盟との間で年次総会を実施。
- (2) ブライオン・ウィルファート下院議員を招聘し、我が国への理解を促進。
- (3) JET プログラム、ワーキング・ホリデイ制度等を通じた草の根レベルの交流の実施。

詳細は、事務事業④「平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響を有する各界の人物の招聘」を参照。

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

1. 米国について：安倍総理（当時）及び福田総理の米国公式訪問（4月、11月）やライス国務長官の来日（平成20年2月）等が実現し、種々の機会に首脳会談、外相会談及び日米戦略対話等が行われたことから、日米両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、**総合的に見て、当初の想定以上の成果があったと言える。**

2. カナダについて：  
平成19年9月のAPECの際に日加外相会談が行われ、また11月には日加首脳電話会談、その他数度にわたって日加外相電話会談が行われたことから、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、**総合的にみて、カナダとの緊密な連携強化という目標に向けて、十分な成果があったと言える。**

(注) 1 外務省の評価書を基に当省が作成した。  
2 これらの評価には、第三者の所見として評価の妥当性について有識者から聴取した意見が併せて記載されている。

また「外務省における政策評価の基本計画」では、評価を実施するに当たって、「必要性」、「有効性」、「効率性」の3つの観点を基本とするとしており、効率性について、「投入された資源量に見合った効果が得られるかなど」の観点から分析するとしている。しかし、評価書の分析においては、投入資源と結果の比較基準が不明瞭である評価や、効率的であると判断した根拠が示されていない評価がみられる。

図表Ⅱ－９－④ 外務省の評価の記載振り（効率性の記載が不明瞭である）の例

投入資源と結果の比較が不明瞭である例	
Ⅱ－４－４ 経済安全保障の強化	限られた資源の中、エネルギー安全保障、食糧安全保障、及び、漁業・海洋問題に対応する施策が目標に向けて進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的だった。
効率的であるとする判断根拠が示されていない例	
Ⅱ－３－１ 原子力の平和利用のための国際協力の推進	二国間協定の締結交渉、原子力の平和利用における保健分野でのリード・カントリ就任及びアウトリーチ活動への参加等を行ったが、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

## イ 今後の課題

各政策レベルの政府開発援助の評価について、平成 20 年度より事務事業に位置付けられた結果、19 年度までは「必要性」、「有効性」及び「効率性」の観点から評価が行われていたが、20 年度からは、「有効性」の観点のみから評価が行われている。しかし、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）は、政府開発援助について、援助の質の向上に向け、徹底したコスト削減を前提に費用対効果を最大化、及び供与対象国・分野の更なる戦略的重点化が必要としており、本方針を受け、平成 20 年 12 月 1 日の行政支出総点検会議の指摘事項は、政府開発援助について徹底したコスト縮減及び予算への反映を行うとともに、これを国民に分かりやすい形で説明すべきであると提言している。したがって、効率的かつ戦略的な政府開発援助の実現に向け、今後は「有効性」の観点からのみではなく、「必要性」、「効率性」等の複数の観点から多角的な評価が行われることが望まれる。

また同様に、一般政策の評価においても、上記指摘事項において無駄の削減に一層資するように政策評価の取組を強化すべきであると提言されていることから、効率性の観点からの評価を強化することが望まれる。

さらに、一般政策の評価において、類型化された表現により政策評価の結論を記載する取組を更に有意義なものとするためには、外交政策の特性を考慮しつつ、可能な施策についてあらかじめ政策効果に着目した目標を定量的又は定性的に特定して評価を行うことが望まれる。その際、一つの手法として、①施策を構成する事務事業又は②施策の効果を測定する指標である「評価の切り口」ごとに、それらが達成すべき水準を特定し、その達成度を測ることにより評価を行うことが考えられる。